

示談書

●●●● (以下、「甲」という) と ●●●● (以下、「乙」という) とは、乙と甲の配偶者である ●●●● (以下、「丙」という) との不貞行為について、以下のとおり合意した。

第1条 (不貞行為)

乙は、令和●●年●●月から令和●●年●●月まで丙と不貞関係にあったことを認め、甲に対して真摯に謝罪する。

第2条 (慰謝料)

- 乙は甲に対し、本件不貞行為に関する慰謝料として、金●●万円の支払い義務があることを認める。
- 乙は甲に対し、前条の金額を令和●●年●●月●●日限り、甲の指定する下記口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は乙の負担とする。

記

銀行名 ●●銀行●●支店
口座種別 普通
口座番号 ●●●●●●●●
口座名義 ●●●●

【分割払いの場合】

- 乙は、前条の金額を分割して令和●●年●●月から令和●●年●●月までの間、毎月末日限り、月額●万円を甲の指定する下記口座に振り込んで支払う。振り込み手数料は乙の負担とする。

記

銀行名 ●●銀行●●支店
口座種別 普通
口座番号 ●●●●●●●●
口座名義 ●●●●

第3条 (遅延損害金)

乙が前条の支払いを怠った場合、乙は甲に対し、既払い金を除く残金及びこれに対する年●●%の割合による遅延損害金を付加し、直ちに支払うものとする。

【分割払いの場合】

1 乙が前条の支払いを2回以上怠った場合、当然に期限の利益を喪失し、乙は、甲に対し、直ちに第2条の金額から前項の既払い金を控除した残額を返済しなければならない。この場合、乙は、期限の利益喪失日の翌日から支払済みまで、既払い金を除く残金及びこれに対する年●●%の割合による遅延損害金を付加し、支払う。

第4条（求償権の放棄）

1 乙が甲に対し、第2条の支払いを行うことにより、乙が取得する乙の丙に対する求償権については、乙はこれを放棄し、丙に対して一切の請求をしないことを約する。

2 乙が前項に違反し、丙に求償権を行使した場合、乙は甲に対し、丙に対して請求した金額と同額を、直ちに支払うものとする。

第5条（接触禁止）

1 乙は、甲に対して、就業上不可欠な場合を除き、今後、メール、SNS、面会など方法の如何を問わず、丙と一切接触しないことを約する。

2 乙が前項に違反し、丙と接触した場合、乙は、甲に対し、違約金として、1回の違反行為につき●●万円を支払うものとする。

第6条（口外禁止）

甲及び乙は、本件不貞行為及び本件示談について互いに口外しない

第7条（清算条項）

甲と乙は、本件不貞行為に関し、甲と乙の間には、本示談書に定めるものの他に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

上記の合意内容を証するため、本示談書を2通作成し、甲及び乙が署名捺印の上、各自1通を保有する。

以上

令和●●年●●月●●日

(甲) 住所
氏名 印

(乙) 住所
氏名 印